

国土交通省ヒートアイランド対策連絡会議の設置について

平成14年8月13日

(趣旨)

- 1 近年、都市の環境問題のひとつとしてクローズアップされているヒートアイランド現象の解消を図るため、調査・研究から具体的事業、誘導措置まで、国土交通省が実施する幅広い施策について、情報共有や相互の連携を図り、より効率的かつ総合的にヒートアイランド対策を実施していくことを目的として、国土交通省ヒートアイランド対策連絡会議（以下「会議」という。）を設ける。

(組織)

- 2 会議の構成は、別紙のとおりとする。

(庶務)

- 3 会議の庶務は、総合政策局国土環境・調整課及び環境・海洋課が共同して行う。

(その他)

- 4 前各号に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において定める。